

(仮称) 丸森風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和2年4月

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	3
(1) 意見書の提出期間.....	3
(2) 意見書の提出方法.....	3
(3) 意見書の提出状況.....	3
第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解....	4
別 紙.....	17

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和 2 年 2 月 18 日（火）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞等による公告（別紙 1 参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・ 令和 2 年 2 月 18 日（火）付 河北新報（朝刊）
- ・ 令和 2 年 2 月 18 日（火）付 福島民報（朝刊）
- ・ 令和 2 年 2 月 18 日（火）付 福島民友（朝刊）

② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ（別紙 2 参照）

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・ 令和 2 年 2 月 1 日（土）発行 広報まるもり

③ インターネットによるお知らせ

令和 2 年 2 月 18 日（火）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・ 宮城県のウェブサイト（別紙 3-1 参照）

<https://www.pref.miyagi.jp/site/assesu/assesuinfo8.html>

- ・ 福島県のウェブサイト（別紙 3-2 参照）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/eia-zisshianken/eia-anken-law-36.html>

- ・ 丸森町のウェブサイト（別紙 3-3 参照）

<http://www.town.marumori.miyagi.jp/tyouminzeimu/tyouminseikatsu/kankyougomi/huryokuhatudennkankyoueikyohyoukasyo.html>

- ・ ジャパン・リニューアブル・エナジー（株） ウェブサイト（別紙 3-4 参照）

<https://www.jre.co.jp/news/20200218.html>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 5 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・ 宮城県庁行政庁舎 13 階 環境生活部環境対策課
- ・ 丸森町役場町 民税務課
- ・ 福島県庁 生活環境部環境共生課
- ・ 相馬市役所 生活環境課
- ・ 相馬市役所 玉野出張所

② インターネットの利用による縦覧

- ・ ジャパン・リニューアブル・エナジー（株） ウェブサイト
<https://www.jre.co.jp/news/20200218.html>

(4) 縦覧期間

- ・ 縦覧期間：令和 2 年 2 月 18 日(火)から令和 2 年 3 月 18 日(水)まで
(土・日曜日、祝日を除く。)
- ・ 縦覧時間：各庁舎の開庁時間内

インターネットの利用による縦覧については、宮城県、福島県、丸森町のウェブサイト当該縦覧ページへのリンクを掲載することにより参照可能とした。事業者である、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社のウェブサイトでは、意見募集期間である令和 2 年 4 月 1 日(水)まで電子縦覧が可能な状態とした。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を丸森町の2箇所(筆甫まちづくりセンター、青葉コミュニティセンター)、相馬市の1箇所(副霊山生活改善センター)で計画し、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に説明会の開催公告を行った。

ただし、令和2年2月26日付、第14回新型コロナウイルス感染症対策本部から集会の自粛要請、並びに丸森町役場からの開催自粛依頼(コロナウイルスの感染拡大を防止するため)を踏まえ、法第7条の2第4項及び施行規則第3条の5の規定に則り、縦覧期間内の説明会を中止することとした。

なお、コロナウイルス感染症拡大が懸念される情勢が深刻であったことから、縦覧期間内に法定の説明会は開催できなかったが、今後の情勢を踏まえつつ、自主的な説明会の開催を実施することを検討している。

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和2年2月18日(金)から令和2年4月1日(水)まで
(郵送による意見書は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた(別紙4参照)。

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ②紙面による当社への郵送

(3) 意見書の提出状況

丸森町役場で合計6名の方が、相馬市役所で1名の方が縦覧を行った。また、郵送を含めて、合計で4名の方から52件の意見が提出された。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

表 2-1 方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解

宮城県丸森町在住 A氏

No.	意見書	事業者の見解
1-1	予定地には、すぐ近くにブナ原生林があります。丸森の大事な観光資源として、守るべき場所という気がします。	ブナの原生林については、資料調査の段階で、風力発電機設置区域から除外いたしました。また、ブナの原生林が保全できるように、今後、現地で植生調査を実施して実際の分布位置を把握いたします。
1-2	また、設置場所は、どれも山の尾根であり防災の面でも大変心配しています。 一時の収入のために、丸森の宝を消滅させる可能性があるとしたら、もう一度考え直した方が良いと思います。	防災に関しては、十分に安全が確保できるよう、設計及び施工時に適切に対応していきます。 風力発電事業自体は、再生可能エネルギーとして国及び宮城県においても促進されているものと考えておりますが、地域の皆様にご理解をいただきながら、慎重に事業を進めてまいります。

表 2-2 方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解

福島県福島市在住 B氏

No.	意見書	事業者の見解
2-1	本風力発電事業については、景観保護、防災、放射線防護(放射性物質)等の見地より慎重な対応を求めて参りましたが、この度示されました方法書の内容からは、景観を始めとする環境への配慮や防災面での進展が感じられません。	景観及び放射線については、今後、現地調査を行う予定です。現地調査の結果を基に、環境影響の予測及び評価を行い、この結果を踏まえて事業計画の検討を進めてまいります。 防災に関しては、十分に安全が確保できるよう、設計及び施工時に適切に対応していきます。
2-2	法規制の及ぶ保安林(国有林)や自然公園区域が風力発電機設置範囲(対象地域)とされていることは、本地域の自然生態系上極めて重要な地域の喪失に他なりません。特に東部の手倉山周辺部は登山対象である手倉山からの景観を著しく害するものであり、中央エリア南部(筆甫地区)とともに対象地域より除外すべきであります。また、これらの地域は「宮城県風力発電ゾーニングマップ(2018.5.22策定)」においても、保護優先地域(地形障害)とされており、宮城県の方針を尊重すべきと考えます。	保安林や自然公園区域については、関係機関と協議し、法令に則して適切に対応していきます。 手倉山からの景観については、今後現地調査を行い、フォトモンタージュを作成して環境影響の予測及び評価を行います。結果については、準備書に掲載いたします。

No.	意見書	事業者の見解
2-3	さらに、これらの地域以外については、昨年 10 月の台風災害を考慮し、降雨強度の確率年を最長とするなど、最大値にて流失量を算定し、防災対策を検討することが不可欠であります。加えて東日本大震災クラスの地震にも耐える耐震性を担保しなければなりません。大雨、大地震等、複合災害が発生しても、住民の生命と財産が侵されないように求めます。	防災に関しては、十分に安全が確保できるよう、設計及び施工時に適切に対応していきます。
2-4	次に希少猛禽類調査については、11 箇所の定点観測箇所を設定しておりますが、可視範囲には死角も存在することから、周辺部からの遠望に留めず、発電機設置範囲内や近傍に追加設定することが必要であります。特にクマタカは本地域を含め、阿武隈山系では希少な猛禽であり、綿密な調査に基づく生態の把握には、調査期間、回数についても大幅に増やすことが不可欠です。加えて飛翔高度区分による調査について、三区分の調査記録の客観性をどのように担保するのか？甚だ疑問を感じます。(レーザー照射による高度測定？)具体的な個体の飛翔高度測定方法を明らかにするとともに、事業に不都合なデータの改ざんや隠蔽のないよう、社内外での体制の確立を求めます。	調査計画については、地域の専門家の方々にご指導をいただいております。なお、猛禽類の出現に応じて、調査地点の変更や移動を行うなど、猛禽類の生息状況が適切に把握できるように調査を行っていきます。 また、飛翔高度については、目測を基本としますが、レーザー測距計による計測もあわせて実施する計画です。

表 2-3 方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解

青森県十和田市在住 C 氏

No.	意見書	事業者の見解
3-1	■ 1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。 事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。	意見書の内容は要約せず、全文を記載いたしました。また、ご意見の順番の並び替えはせず、それぞれに回答いたしました。
3-2	■ 2. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速(発電を開始する風速)未満であってもブレードは回転するのか？との意見に対して事業者は「現時点では決定しておりません。」と回答した。それでは、バットストライクの予測は、「カットイン風速未満であってもブレードが回転する」前提で行うこと。	今後、現地調査を実施し、その結果に基づいて予測を行います。このため、今後の風力発電機の機種の設定状況を踏まえて予測を行ってまいります。

No.	意見書	事業者の見解
3-3	■ 3. 本事業で採用する予定の風力発電機は、 <u>カットイン風速以上であってもフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)</u> ができるのか？	現在、機種選定を進めているところであり、まだ本事業で採用する機種を決定しておりません。
3-4	■ 4. 事業者は <u>カットイン風速以上であってもフェザリングできる機種</u> を国内で何基使用しているのか。	国内で使用している風車は全てカットイン風速以上であってもフェザリングが可能です。
3-5	■ 5. 回避措置(ライトアップアップの不使用)について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあった。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。これら現状をふまえ、事業者が追加的保全措置を<u>実施しない理由</u>を述べよ。 ※45 個体(4 種、1～32 個体)、2015, 07 までに調べた6 事業「風力発電施設でのバットストライク問題」(河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22(1)、9-11, 2017) ※ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」(重昆達也ほか、東海自然誌(11)、2018)静岡県 ※ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成 30 年 10 (前ページからの続き) 月、株式会社ジェイウインド) 青森県 ※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体 合計 9 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」(平成 31 年 4 月、岩手県) ※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 8 個体、「(仮称)上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書(公開版)」(平成 31 年 4 月 株式会社ジェイウインド上ノ国)北海道 ※ヒナコウモリ 5 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種 1 個体、コウモリ類 1 個体 合計 9 個体「能代風力発電所リプレイス計画に係る環境影響評価準備書」(令和元年 8 月、東北自然エネルギー株式会社)秋田県 ※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」(令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社)青森県	本方法書には、環境保全措置を実施しない旨の記載はございません。 なお、環境保全措置については、今後実施する現地調査の結果に基づいて予測を行い、ご意見を参考にしつつ、最新の事例や専門家等の方々からのご助言を踏まえて検討いたします。

No.	意見書	事業者の見解
	※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体 合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社)北海道	
3-6	■ 6. コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい 国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)やカットイン風速(発電を開始する風速)を上げるなどの稼働制限を行うことを表明した。<u>本事業者も必ず実施して頂きたい。</u>	環境保全措置については、今後実施する現地調査の結果に基づいて予測を行い、ご意見を参考にしつつ、最新の事例や専門家等の方々からのご助言を踏まえて検討いたします。
3-7	■ 7. コウモリの保全措置(低減措置)は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速(発電を開始する風速)の値を上げること及び低風速時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)すること」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、必ず実施して頂きたい。これについて、事業者が<u>実施しない理由</u>を述べよ。 ※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher, 2010	本方法書には、環境保全措置を実施しない旨の記載はございません。 環境保全措置については、今後実施する現地調査の結果に基づいて予測を行い、ご意見を参考にしつつ、最新の事例や専門家等の方々からのご助言を踏まえて検討いたします。
3-8	■ 8. 環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施してほしい」 本事業者である「ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社」並びに委託先の「建設環境研究所」は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがあるのだろうか？上記のコウモリの保全措置(「<u>カットイン風速の値を上げること及び低風速時にフェザリング</u>」)については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「施設の稼働開始時から」必ず実施して頂きたい。	環境保全措置については、今後実施する現地調査の結果に基づいて予測を行い、ご意見を参考にしつつ、最新の事例や専門家等の方々からのご助言を踏まえて検討いたします。
3-9	■ 9. フェザリングの閾値は主観で決めないこと 本事業者は、今後コウモリ類の保全措置として<u>カットイン風速未満の風速時にのみ</u>保全措置(フェザーモード)を行うかもしれない。 しかし、その場合、コウモリ類の保全措置の閾値(コウモリ類保全にとって最も重要な論点)は「カットイン風速」ということになるが、事業者が閾値を「カットイン風速」と決定した科学的根拠を述べないかぎり、それは事業者の「主観」に過ぎないことを先に指摘しておく。 コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的(主	環境保全措置については、今後実施する現地調査の結果に基づいて予測を行い、ご意見を参考にしつつ、最新の事例や専門家等の方々からのご助言を踏まえて検討いたします。

No.	意見書	事業者の見解
	観的)に決めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置を「主観で決めることが可能」、とすれば、アセス手続きにおいて科学的な調査や予測など一切行う必要がないからだ。 仮に事業者が「適切な保全措置」を実施するつもりがあるならば、科学的根拠、つまり「音声モニタリング調査の結果」を踏まえ、専門家との協議により「フェザーモードの閾値」を決めること。	
3-10	■ 10. 環境保全措置の実施時期について 保全措置は「事後調査でコウモリが死んだのを確認してから検討する」のではなく、「コウモリを殺す前」から実施することが重要であると思うが、これについて、事業者が事後調査前から保全措置を検討・実施しない理由を述べよ。	本方法書には、「事業者が事後調査前から保全措置を検討・実施しない」という旨の記載はございません。 環境保全措置については、今後実施する現地調査の結果に基づいて予測を行い、ご意見を参考にしつつ、最新の事例や専門家等の方々からのご助言を踏まえて検討いたします。
3-11	■ 11. 「事後調査」は信用できない理由 ①事後調査結果について住民は意見書を出せない。 ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がいない。 ③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。 ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。 ①～④から、「事後調査」は信用できない。	評価書手続以降に事後調査を実施する場合には、最新の事例や専門家等の方々からのご助言を踏まえて検討し、地域の皆様にご理解をいただけるよう、適切に実施してまいります。
3-12	■ 12. 「影響が小さい」と「影響が極めて小さい」の違いについて バットストライクについて「影響がある」、「影響が小さい」、「影響が極めて小さい」の違いは何か。具体的数値(死亡個体数)及び根拠を述べよ。	本方法書には、バットストライクについて「影響がある」「影響が小さい」「影響が極めて小さい」といった旨の記載はございません。 予測については、現地調査の結果を基に、専門家等の方々からの助言を踏まえながら検討いたします。
3-13	■ 13. 「予測の不確実性」の定義及び基準について 「予測の不確実性」について定義及び具体的基準を述べよ。	「環境アセスメント技術ガイド 生物多様性・自然との触れ合い(日本環境アセスメント協会, 2017年)」によると、予測の不確実性については、「予測の前提となる現状の自然的・人為的変動、現状の把握に当たっての測定誤差及び予測モデルのそのものの限界やパラメータ・原単位等に内在する不確実性等がある。」と記載されています。

No.	意見書	事業者の見解
3-14	■ 14. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類への悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施(検討さえ)しない事業者が散見される。 「予測に不確実性が伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。	本方法書には、「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しない旨の記載はございません。 環境保全措置については、今後実施する現地調査の結果に基づいて予測を行い、ご意見を参考にしつつ、最新の事例や専門家等の方々からのご助言を踏まえて検討いたします。
3-15	■ 15. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置をしないのは「不適切」² 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類への悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度(死亡する数)が確実に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施(検討さえ)せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。<u>定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。</u> <u>よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」である。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。</u>	今後実施する現地調査の結果に基づいて予測を行い、ご意見を参考にしつつ、最新の事例や専門家等の方々からのご助言を踏まえて、環境保全措置を適切に検討いたします。
3-16	■ 16. 「回避」と「低減」の言葉の定義について 事業者らは『「影響の回避」と「影響の低減」について定義を述べよ』という一般意見に対して、「影響の回避」とは、事業に伴って生じると予測される環境影響に対し、事業計画の変更を含め、環境発生要因※をなくすこと、あるいは保全対象から十分な離隔を確保することなどの対応を図ることと考えています(以下略)と回答した。実にユニークな回答だ。事業者回答は「一般的定義」ではなく「オリジナルな定義」である。事業者の委託先はこれまで「回避」と「低減」について、明確な根拠もなく、「オリジナルな定義で判断」していたということか？ 「環境アセスメント技術ガイド」(日本環境アセスメント協会、平成 29 年)によれば以下のように定義されている。 ===== 回避：行為(環境影響要因となる事業における行為)の全体または一部を実行しないことにより影響を回避する(発生させない)こと。重大な影響が予測される環境要素から環境要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。 低減：何らかの手段で環境要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段	ご意見にあります環境アセスメント技術ガイドの内容と事業者見解で述べた考え方に違いはないものと認識しております。

No.	意見書	事業者の見解
	で修復する措置。 ===== ※事業者補記：意見書の文中にある「環境発生要因」は、本事業の配慮書 p451 では「影響発生要因」と記載している。	
3-17	■17. 「回避措置（ライトアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。	本方法書には、「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」といった予測及び評価、環境保全措置等の内容の記載はございません。 環境保全措置については、今後実施する現地調査の結果に基づいて予測を行い、ご意見を参考にしつつ、最新の事例や専門家等の方々からのご助言を踏まえて検討いたします。
3-18	■18. 「回避措置（ライトアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は P451 「ライトアップをしないことにより（中略）風力発電機近くにおけるコウモリ類の飛翔を完全になくすることができないため、<u>「回避」ではなく「低減」に該当するものと理解しています</u>」と回答した。 しかしこの回答は定義上の誤りがある。「ライトアップを実行しない（回避）ことにより（中略）風力発電機近くにおけるコウモリ類の飛翔を完全になくすること（<u>影響の発現を最小限に抑える</u>）ができない」。つまり「<u>ライトアップを実行しない</u>」保全措置は「回避」であるが「低減」には該当しない。	現時点では、ライトアップを行わないことは、環境影響の低減に該当するものと考えております。 環境保全措置については、今後実施する現地調査の結果に基づいて予測を行い、ご意見を参考にしつつ、最新の事例や専門家等の方々からのご助言を踏まえて検討いたします。
3-19	■19. 回避措置（ライトアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要があるが、事業者の見解を述べよ。	現時点では、ライトアップを行わないことは、環境影響の低減に該当するものと考えております。 環境保全措置については、今後実施する現地調査の結果に基づいて予測を行い、ご意見を参考にしつつ、最新の事例や専門家等の方々からのご助言を踏まえて検討いたします。
3-20	■20. 事業者らは一般意見を軽視している。 樹林から 200m 以内に設置した風力発電機は、樹林性コウモリがバットストライクに遭遇するリスクが高くなる※1。国内では「林内を飛ぶから影響がない」とされてきたコテンゴコウモリが死んでいる※2。事業者は『風力発電機は樹林から 200m 以上離して設置すること』という一般意見に対して、「環境保全の内	今後実施する現地調査の結果に基づいて予測を行い、ご意見を参考にしつつ、最新の事例や専門家等の方々からのご助言も踏まえながら、環境保全措置や風車配置を検討いたします。

No.	意見書	事業者の見解
	容については、今後実施する現地調査結果に基づいて予測評価を行い、専門家等の助言を踏まえながら検討いたします」とコピペ回答した。しかし<u>一般意見は「風力発電機は樹林から 200m 以上離して設置すること」を具体的に要望しているが、事業者らはその要望を無視しコピペにより論点をすりかえた。事業者らは一般意見を軽視しており、その姿勢は「適切とは言えない」。</u> ※1「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No.6」(https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf) ※2「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」(平成 31 年 4 月、岩手県)	
3-21	■ 21. 「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きの P3-110～111 には「カットイン風速をあげること、衝突リスクを低減させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。(Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010)	環境保全措置については、今後実施する現地調査の結果に基づいて予測を行い、ご意見を参考にしつつ、最新の事例や専門家等の方々からのご助言を踏まえて検討いたします。
3-22	■ 22. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、(カットイン風速の値を上げる)保全措置は実施しない(事後調査の後まで先延ばしにする)」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。 保全措置は、「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。	環境保全措置については、今後実施する現地調査の結果に基づいて予測を行い、ご意見を参考にしつつ、最新の事例や専門家等の方々からのご助言を踏まえて検討いたします。
3-23	■ 23. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。	環境保全措置については、今後実施する現地調査の結果に基づいて予測を行い、ご意見を参考にしつつ、最新の事例や専門家等の方々からのご助言を踏まえて検討いたします。

No.	意見書	事業者の見解
3-24	■ 24. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 3 今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 この、「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測の不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。	本方法書には、「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という旨の記載はございません。 環境保全措置については、今後実施する現地調査の結果に基づいて予測を行い、最新の事例や専門家等の方々からのご助言を踏まえて検討いたします。 いただきましたご意見も参考にしつつ、適切な事後調査や環境保全措置の検討に努めてまいります。
3-25	■ 25. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 4 今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 国内では 2010 年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。	環境保全措置の内容については、今後実施する現地調査の結果に基づいて予測を行い、最新の事例や専門家等の方々からのご助言も踏まえながら検討を行ってまいります。 いただきましたご意見も参考にしつつ、適切な事後調査や環境保全措置の検討に努めてまいります。
3-26	■ 26. P395 高度別飛翔状況の記録の調査地点について バットディテクターによる高度別飛翔状況の記録地点が 1 か所のみであるが、その根拠を述べよ。「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置(15 か所)において日没前から日の出まで自動録音調査するべきではないのか。	バッドディテクターを高高度へ設置できる場所が風況観測塔のみであることから、風況観測塔に設置する計画としています。 期間中は日没前から日の出まで、自動録音を行います。
3-27	■ 27. 高度別飛翔状況調査の期間について バットディテクターによる高度別飛翔状況調査の期間は春季から秋季としているが、曖昧である。地元の専門家ヒアリングを踏まえた具体的な月数を述べること。	今後、専門家等の助言をいただきつつ、具体的な調査期間等を検討していく予定です。
3-28	■ 28. バットディテクターによる調査時間について バットディテクターによる高度別飛翔状況について調査時間の記載がない。日没 1 時間前から、日の出 1 時間後まで記録すること。	バットディテクターによる確認（高度別飛翔状況の記録）では、日没 1 時間前から、日の出 1 時間後までを含めて記録いたします。

No.	意見書	事業者の見解
3-29	■ 29. バットディテクターによる調査について バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向(上向きか下向きか)を記載すること。 なお「仕様書に書いていない(ので分からない)」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。	ご指摘事項については準備書にて記載する予定です。
3-30	■ 30. 重要種以外のコウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？	重要な種及び注目すべき生息地を対象として調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討する計画ですが、コウモリ類全般の保全に寄与するような環境保全措置の検討に努めます。
3-31	■ 31. P392 バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が行う「高度別飛翔状況の記録」(自動録音バットディテクターによる調査)は、定量調査であり、予測手法(解析ソフト)もすでに実在する(例えば「WINDBAT」 http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml)等。また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。よって、バットストライクの予測を「定量的」に行うこと。	当該ソフトウェアを日本国内で適用可能かどうかの検証が十分に行われていないと考えており、現時点でこのソフトウェアを用いた予測を行うことは想定していません。 引き続き最新の知見や専門家等の助言も踏まえながら予測を実施いたします。
3-32	■ 32. 「バットストライクに係る予測手法」について 経済産業大臣に技術的な助言を求めること 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを与えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相に精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的指針は策定されていない。よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。	方法書に記載した調査、予測及び評価の手法は、発電所アセス省令に示されている選定の指針等に基づき検討し、コウモリ類の専門家等の助言を踏まえて決定しています。 これらについては、今後、ご意見を踏まえながら、経済産業大臣によって審査され、方法書に対する必要な勧告がなされます。 このような方法書の審査結果を踏まえて、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法等を決定することになりますが、その際、必要であると認める場合には、環境影響評価法第11条第2項に従い、技術的な助言を求めます。
3-33	■ 33. 月2回程度の死骸探索調査など信用できない コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなか	今後実施する現地調査の結果に基づいて予測を行い、最新の事例や専門家等の方々からのご助言も踏まえながら、事後調査の必要性を検

No.	意見書	事業者の見解
	った」などと主張しても、信用できない。 ＊平成 28 年度～平成 29 年度成果報告書 風力発電等導入支援 事業環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業(既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書) P213. NEDO, 2018	討いたします。 事後調査を適用する場合には、内容、時期、頻度、結果の評価について、専門家等の助言をいただきながら進めることを予定しています。
3-34	■ 34. 事後調査(死骸探索調査)は徹底的に実施すること コウモリ類の事後調査(死骸探索調査)は、毎週 1 回以上の頻度で4月から11月まで必ず実施すること。	今後実施する現地調査の結果に基づいて予測及び評価を行い、最新の事例や専門家等の方々からのご助言も踏まえつつ、いただいたご意見も参考にして、事後調査の必要性や内容を検討いたします。
3-35	■ 35. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べる。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没 1 時間前から日の出 1 時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No.6」 (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)	今後実施する現地調査の結果に基づいて予測及び評価を行い、最新の事例や専門家等の方々からのご助言も踏まえつつ、いただいたご意見も参考にして、事後調査の必要性や内容を検討いたします。

表 2-4 方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解

埼玉県熊谷市在住 D 氏

No.	意見書	事業者の見解
4-1	コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており(バット&バードストライク)、その影響評価等において重点化されている。 国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。 このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。 なお、本意見は要約しないこと。	ご意見は原文のとおり記載いたしました。

No.	意見書	事業者の見解
4-2	1. P353 の哺乳類の専門家の意見に「3 箇所に分かれている風力発電機設置検討区域」との記述があるが、本方法書では 5 箇所となっている。この「5 箇所」に計 15 基の発電機を設置することで良いのか。	本方法書で示した風力発電機設置検討範囲内(ご指摘にあります 5 箇所)に最大 15 基程度の風力発電機を設置する計画としています。
4-3	2. 方法書策定における前提として、各箇所に設置する風力発電機の基数と場所を示す必要がある。	風力発電機の具体的な設置場所等は、土地所有者と協議中であり、今後の現地調査結果をふまえて確定するため、現段階では風力発電機設置検討範囲としてお示ししております。 環境に配慮した配置となるように、今後実施する現地調査の結果に基づいて予測を行い、この結果を踏まえて風力発電機の配置計画を決定したいと考えています。
4-4	3. 風力発電機の設置位置等や工事用道路の詳細が決まっていない時点で調査の手法や地点数を設定することは、合理性に欠け、環境保全への配慮が乏しいと言わざるを得ない。	風力発電機の具体的な設置場所等は、土地所有者と協議中であり、今後の現地調査結果をふまえて確定する予定です。なお、現地調査では、これらの設置検討範囲も含めて調査を実施する予定です。 また、環境に配慮した事業計画となるように、今後実施する現地調査の結果に基づいて予測を行い、この結果を踏まえて風力発電機の配置及び工事用道路の詳細を決定したいと考えています。
4-5	4. 風況観測ポールが設置されていなくとも、残り 4 箇所の発電機設置地域ごとに高所音声の調査を実施する必要がある。このような場所での調査はすでに一般化されている。	風況観測塔以外の場所では、高高度箇所にバットディテクターを設置することは困難ですが、実施可能な範囲で調査計画を検討いたします。
4-6	5. コウモリ類の捕獲調査地点がすべて「風力発電機設置検討範囲」外である。なぜ「風力発電機設置検討範囲」内で調査を行わないのか理由を述べよ	コウモリ類の捕獲調査地点は、本方法書ではお示ししておりません。現地状況やバットディテクターによる確認(踏査)でのコウモリ類の出現状況を踏まえて決定する計画としています。
4-7	6. コウモリ類のファウナにおけるすべての影響予測において「範囲内外」等の比較評価は行わないこと。	予測及び評価については、最新の事例や専門家等の方々からのご助言も踏まえつつ、いただいたご意見も参考にして実施してまいります。
4-8	7. 夜間サーチライト調査によって導かれる結果は、他のすべての風力発電所建設における「評価書」において影響評価に資するデータは得られていないことが明らかとなっている。無駄な調査は削除すべきである。	まずは調査を実施したいと考えております。ご意見を参考に、引き続き最新の知見や先行事例などから、よりよい調査ができるように工夫に努めてまいります。
4-9	8. 調査で使用するすべてのバットディテクターの機種および諸元を記載すること。	調査で使用するすべてのバットディテクターの機種および諸元については、準備書において記載する予定です。

No.	意見書	事業者の見解
4-10	9. 調査で使用するバットディテクターは音声記録に再現性がある機種を使用すること。	コウモリ類調査で用いるバットディテクターは、音声データを記録可能なフルスペクトル方式の機種を用い、データの再現性を確保いたします。
4-11	10. コウモリ類調査については風力アセスメントに関して十分な知識と経験を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置を行い、準備書についても十分な知識と経験を持ったコウモリ類の専門家に助言を得ること。	コウモリ類調査については、風力アセスメントに関して十分な知識と経験を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置を行います。また、準備書についても十分な知識と経験を持ったコウモリ類の専門家に助言を得る予定です。

日刊新聞紙等における公告

河北新報 (令和2年2月18日 朝刊)

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「(仮称)丸森風力発電事業 環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

- 一、事業者の名称 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
代表者の氏名 代表取締役 中川 隆久
事業者の所在地 東京都港区六本木六丁目2番31号

- 二、対象事業の名称 (仮称) 丸森風力発電事業
種類 風力(陸上)
規模 発電設備出力 最大六万三千キロワット

- 三、対象事業実施区域 宮城県伊具郡丸森町
四、関係地域の範囲 宮城県伊具郡丸森町、福島県相馬市

- 五、縦覧の場所 宮城県環境生活部環境対策課、丸森町役場町民事務課、福島県生活環境部環境共生課、相馬市役所生活環境課、相馬市役所玉野出張所(いずれも開庁・開館時のみ)

電子縦覧 <http://www.jre.co.jp/news/>
期間 令和2年2月18日(火) から
令和2年3月18日(水) まで

六、意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておられます意見書箱にご投函くださるか、令和2年4月1日(水) までに「八、問い合わせ先」へ郵送ください(当日消印有効)

七、説明会の開催

- 筆甫まちづくりセンター(丸森町筆甫字和田八十番二号)
令和2年2月29日(土) 午前10時から午前11時三十分
青葉コミュニティセンター(丸森町大内字青葉南十六番二号)
令和2年2月29日(土) 午後2時から午後3時三十分
副霊山生活改善センター(相馬市玉野字副霊山一丁目六番)
令和2年2月29日(土) 午後七時から午後八時三十分

八、問い合わせ先

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
〒106-10032
東京都港区六本木六丁目2番31号
六本木ヒルズタワー15階
電話 03(6455) 4900
担当 関根(せきね)・京道(きやうどう)

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「(仮称)丸森風力発電事業 環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

- 一、事業者の名称 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
代表者の氏名 代表取締役 中川 隆久
事業者の所在地 東京都港区六本木六丁目2番31号

- 二、対象事業の名称 (仮称) 丸森風力発電事業
種類 風力(陸上)
規模 発電設備出力 最大六万三千キロワット

- 三、対象事業実施区域 宮城県伊具郡丸森町
四、関係地域の範囲 宮城県伊具郡丸森町、福島県相馬市

- 五、縦覧の場所 宮城県環境生活部環境対策課、丸森町役場町民事務課、福島県生活環境部環境共生課、相馬市役所生活環境課、相馬市役所玉野出張所(いずれも開庁・開館時のみ)

電子縦覧 <http://www.jre.co.jp/news/>
期間 令和2年2月18日(火) から
令和2年3月18日(水) まで

六、意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておられます意見書箱にご投函くださるか、令和2年4月1日(水) までに「八、問い合わせ先」へ郵送ください(当日消印有効)

七、説明会の開催

- 筆甫まちづくりセンター(丸森町筆甫字和田八十番二号)
令和2年2月29日(土) 午前10時から午前11時三十分
青葉コミュニティセンター(丸森町大内字青葉南十六番二号)
令和2年2月29日(土) 午後2時から午後3時三十分
副霊山生活改善センター(相馬市玉野字副霊山一丁目六番)
令和2年2月29日(土) 午後七時から午後八時三十分

八、問い合わせ先

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
〒106-10032
東京都港区六本木六丁目2番31号
六本木ヒルズタワー15階
電話 03(6455) 4900
担当 関根(せきね)・京道(きやうどう)

福島民報 (令和2年2月18日 朝刊)

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「(仮称)丸森風力発電事業 環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

- 一、事業者の名称 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
代表者の氏名 代表取締役 中川 隆久
事業者の所在地 東京都港区六本木六丁目2番31号
- 二、対象事業の名称 (仮称) 丸森風力発電事業
種類 風力(陸上)
規模 発電設備出力 最大六万三千キロワット

- 三、対象事業実施区域 宮城県伊具郡丸森町

- 四、関係地域の範囲 宮城県伊具郡丸森町、福島県相馬市

- 五、縦覧の場所

宮城県環境生活部環境対策課、丸森町役場町民事務課、福島県生活環境部環境共生課、相馬市役所生活環境課、相馬市役所玉野出張所(いずれも開庁・開館時のみ)

電子縦覧 <http://www.jre.co.jp/news/>

期間 令和2年2月18日(火) から
令和2年3月18日(水) まで

- 六、意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておられます意見書箱にご投入くださるか、令和2年4月1日(水)までに「八、問い合わせ先」へ郵送ください(当日消印有効)

- 七、説明会の開催

筆甫まちづくりセンター(丸森町筆甫字和田八十番二号)

令和2年2月29日(土) 午前10時から午前11時三十分

青葉コミュニティセンター(丸森町大内字青葉南十六番二号)

令和2年2月29日(土) 午後2時から午後3時三十分

副露山生活改善センター(相馬市玉野字副露山一丁目六番)

令和2年2月29日(土) 午後7時から午後8時三十分

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

〒106-10032

東京都港区六本木六丁目2番31号

六本木ヒルズ・スタジオ15階

電話 03(6455)4900

担当 関根(せきね)・京道(きやうどう)

丸森町 広報紙による「お知らせ」

(令和 2 年 2 月 1 日発行 「広報まるもり 2 月号」)



風力発電事業に係る環境評価方法書の縦覧 および説明会の開催のお知らせ

■【お問い合わせ・意見書郵送先】

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー15階

「〔仮称〕丸森風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧、並びに説明会を以下のとおり行いますのでお知らせします。

▶縦覧図書

〔仮称〕丸森風力発電事業 環境影響評価方法書

▶対象事業実施区域

宮城県伊具郡丸森町

▶事業者名称

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

▶縦覧場所

宮城県環境生活部環境対策課(本庁舎南側13階)

丸森町役場 町民税務課(本庁舎1階)

電子縦覧 URL <http://www.jre.co.jp/news/>

▶縦覧期間

2月18日(火)～3月18日(水)

(いずれも開庁・開館時のみ)

▶意見書の提出期限

4月1日(水)※郵送の場合は、当日消印有効

▶説明会の日時・場所

2月29日(土) 10:00～11:30

筆甫まちづくりセンター

2月29日(土) 14:00～15:30

青葉コミュニティセンター

インターネットによる「お知らせ」 (宮城県 ウェブサイト)



（仮称）丸森風力発電事業（環境影響評価方法書）

[印刷用ページを表示する](#) 掲載日：2020年2月18日更新

環境影響評価図書公表に関するお知らせ

環境影響評価方法書

所在地：東京都港区六本木六丁目2番31号

【対象事業の名称、種類及び規模】

名称：（仮称）丸森風力発電事業
種類：風力（陸上）
規模：発電設備出力 最大63,000kW

【対象事業が実施される区域】

宮城県伊具郡丸森町

【概要】

1 縦覧場所

- 宮城県庁 環境生活部（宮城県仙台市青葉区三丁目8番1号 行政庁舎13階南側）
- 丸森町役場 町民生活課（宮城県伊具郡丸森町字鳥屋120番地）
- 福島県庁 生活環境部 環境生活課（福島県福島市杉町二丁目16号 西庁舎8階）
- 相馬市役所 生活環境課（福島県相馬市中村字北63番地の3）
- 相馬市役所 玉野出張所（福島県相馬市玉野字町56番地の1）

2 縦覧期間

令和2年2月18日（火曜日）から令和2年3月18日（水曜日）
土・日・祝日は除く。

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで（開庁時間に準ずる）

4 インターネットによる公表

事業者のホームページにおいて令和2年2月18日（火曜日）から令和2年3月18日（水曜日）までご覧いただけます。
URL：http://www.jre.co.jp/news/

5 意見の提出

事業者のホームページにおいて令和2年2月18日（火曜日）から令和2年3月18日（水曜日）までご覧いただけます。
URL：http://www.jre.co.jp/news/

5 意見の提出

「方法書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、事業者宛てにご意見をお寄せください。

（1）意見書の記載事項

- 住所及び氏名（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により意見の理由を含めて記載してください）

（2）意見書の提出期限

令和2年4月1日（水曜日）まで（当日消印有効）

（3）意見書の提出

縦覧場所に備え付けてあり、意見書等に捺印するか、令和2年4月1日（水曜日）までに問い合わせ先へ郵送にて御提出ください（当日）

【説明会の開催】

- 筆漕まちづくりセンター（宮城県伊具郡丸森町筆漕字和田80番2号）
令和2年2月29日（土曜日） 午前10時から午前11時30分
- 青葉コミュニティセンター（宮城県伊具郡丸森町大穴字青葉南16番2号）
令和2年2月29日（土曜日） 午後2時から午後3時30分
- 副島山生活改善センター（福島県相馬市玉野字副島山一丁目6番）
令和2年2月29日（土曜日） 午後7時から午後8時30分

【問い合わせ先】

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
〒106-0032 東京都港区六本木六丁目2番31号 六本木ヒルズノースタワー15階
電話 03-6455-4900
担当 関根(せきね)・京道(きょうどう)

インターネットによる「お知らせ」 (福島県 ウェブサイト)

【トップページ】

福島県 環境影響評価法に基づく環境影響評価書(計画)の公表(計画) 環境影響評価法に基づく環境影響評価書(計画)の公表(計画)

環境影響評価実施案件

(仮称) 丸森風力発電事業

(更新情報)

令和2年2月18日、環境影響評価方法書の公表、縦覧が開始されました。

事業の名称	(仮称) 丸森風力発電事業	
事業者	ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社	
事業の種類	風力発電所設置事業	
事業の実施区域	宮城県伊具郡丸森町	
事業の規模	出力	最大53,000 kW (単機出力3,200～4,200 kW級の風力発電機を最大15基設置)
関係地域 (※)	福島県相馬市、宮城県伊具郡丸森町	
記述書	公表日	令和2年9月13日
	縦覧期間	令和2年9月13日～令和2年10月15日
	意見書提出期間	令和2年9月13日～令和2年10月15日
	縦覧場所	福島県生活環境部環境共生課 (西庁舎6階)、相馬市役所生活環境課、相馬市役所五野出張所、宮城県環境生活部環境対策課、丸森町役所長税務課
	福島県環境影響評価委員会 知事意見	開催日 令和2年10月7日 (事業説明等) 議事録(PDFファイル/360KB) 通知日 令和2年10月28日 通知(PDFファイル/299KB)
方法書	公表日	令和2年2月18日
	縦覧期間	令和2年2月18日～令和2年3月18日 電子縦覧 https://www.fra.go.jp/kenka/
	意見書提出期間	令和2年2月18日～令和2年4月1日
	縦覧場所	福島県生活環境部環境共生課 (西庁舎6階)、相馬市役所生活環境課、相馬市役所五野出張所、宮城県環境生活部環境対策課、丸森町役所長税務課
	説明会の開催	令和2年2月29日 午前10時～ 丸森町審議まちづくりセンター、令和2年2月29日 午後2時～ 丸森町青年館コミュニティセンター、令和2年2月29日 午後7時～ 相馬市副田山生活改善センター
準備書	意見書	
	福島県環境影響評価委員会	開催日
	知事意見	通知日
	公表日	
	縦覧期間	
評価書	説明会の開催	日時
	意見書	場所
	公開会の開催	-
	福島県環境影響評価委員会	開催日
	知事意見	通知日
工事着手の届出	公表日	
	縦覧期間	
工事完了の届出	公表日	
	縦覧期間	
事後調査報告書	公表日	
	縦覧期間	
対象事業の廃止等 備考	公表日	
	縦覧期間	

(※) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域

インターネットによる「お知らせ」 (丸森町 ウェブサイト)

【トップページ】



宮城県
丸森町
Marumori Town
Official Website

キーワード検索

検索

文字サイズ変更

+拡大

○標準

-縮小

ホーム

町民の皆さま

観光・みどころ

まちづくり・市政

役場各課のご案内

防災・防犯

ホーム > 役場各課のご案内 > 町民税務課 > (仮称)丸森風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について



町長の部屋

町の概要

広報まるもり

申請書ダウンロード

まちづくり座談会

定住支援

地域情報化



ふるさと納税

各施設のご案内

町の施設・病院

まちづくりセンター

保育所

小・中・高・大学校

消防・警察

その他

丸森町議会
Marumori Town Council

地図・交通アクセス

役場庁舎内配置図

丸森町例規集

携帯サイト

ご意見・お問合せ

リンク

(仮称)丸森風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

環境影響評価法に基づき、「(仮称)丸森風力発電事業 環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

代表者の氏名 代表取締役 中川 隆久

事業者の所在地 東京都港区六本木六丁目2番31号

二、対象事業の名称 (仮称)丸森風力発電事業

種類 風力(陸上)

規模 発電設備出力 最大六万三千キロワット

三、対象事業実施区域 宮城県伊具郡丸森町

四、関係地域の範囲 宮城県、宮城県伊具郡丸森町、福島県、福島県相馬市

五、縦覧の場所

宮城県仙台市宮城區 環境生活部 環境対策課 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号13階南側

丸森町 丸森町役場 町民税務課 宮城県伊具郡丸森町宇鳥屋120番地

福島県福島市福島県 生活環境部 環境共生課 福島県福島市杉妻町二丁目16号西庁舎6階

相馬市 相馬市役所 生活環境課 福島県相馬市中村字北町63番地の3

相馬市役所 玉野出張所 福島県相馬市玉野字町56番地の1

(いずれも開庁・開館時のみ)

電子縦覧 <http://www.ire.co.jp/news/>

期間 令和2年2月18日(火)から3月18日(水)まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けてあります意見書箱にご投函くださるか、令和2年4月1日(水)までに「八、問い合わせ先」へ郵送ください(当日/解り有効)

七、説明会の開催

場所	住所	日時・時間
筆南まちづくりセンター	丸森町筆南字和田80番2号	令和2年2月29日(土) 午前10時から午前11時30分
青葉コミュニティセンター	丸森町大内字青葉南16番2号	令和2年2月29日(土) 午後2時から午後3時30分
副山山生活改善センター	相馬市玉野字副山一丁目6番	令和2年2月29日(土) 午後7時から午後8時30分

八、問い合わせ先 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

〒106-0032 東京都港区六本木六丁目2番31号

六本木ヒルズノースタワー15階

電話 03-6455-4900

担当 関根(せぎね) 京道(きょうどう)

丸森町 町民税務課 町民生活班

電話 0224-72-3012

水とみどりの輝くまち—丸森町

・目のページへ戻る

・ページの先頭へ

プライバシーポリシー

窓口案内・受付時間

地図・交通アクセス

リンク集

このホームページについて

 丸森町役場

〒981-2192 宮城県伊具郡丸森町宇鳥屋120番地 TEL 0224-72-2111(代)

Copyright © MARUMORI TOWN. All Rights Reserved.

インターネットによる「お知らせ」
(ジャパン・リニューアブル・エナジー (株) ウェブサイト)

【トップページ】

(1)縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函（令和2年4月1日（水）まで）
(2)当社宛に郵送

〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー15階
ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 事業開発本部宛
（令和2年4月1日（水）当日消印有効）

■意見書用紙 [PDF](#)

説明会の開催について

場所	住所	日時・時間
筆雨まちづくりセンター	丸森町筆雨字和田80番2号	令和2年2月29日(土) 午前10時から午前11時30分
青葉コミュニティセンター	丸森町大内字青葉岡16番2号	令和2年2月29日(土) 午後2時から午後3時30分
副達山生活改善センター	相馬市玉野字副達山一丁目6番	令和2年2月29日(土) 午後7時から午後8時30分

お問い合わせ先
ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
事業開発本部 担当：関根、京道
電話 03-6455-4900
（土・日・祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで）

■方法書

[表紙目次 PDF](#)

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 [PDF](#)

第2章 対象事業の目的及び内容 [PDF](#)

第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況

3.1 自然的状況 [PDF](#)

3.2 社会的状況 [PDF](#)

第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果 [PDF](#)

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 [PDF](#)

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 [PDF](#)

第7章 その他環境省令で定める事項 [PDF](#)

第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 [PDF](#)

■資料編 [PDF](#)

■要約書 [PDF](#)

意見書の提出について

方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、氏名、住所及びご意見をご記入のうえ、以下のいずれかの方法で意見書をお寄せください。

ご意見記入用紙

「(仮称) 丸森風力発電事業 環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

ご住所 _____

ご氏名 _____

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの場合は、ご記入願います。

注1：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

2：この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使い下さい。